

泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市環境基本条例（平成14年泉大津市条例第2号）第6条の規定に基づき、地球温暖化防止対策を推進し、2050年二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量実質ゼロをめざし、持続可能な脱炭素社会を形成するため、市民に対し予算の範囲内において、泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、家庭からの温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止することを目的とする。

(補助対象設備等)

第2条 補助の対象となる設備及び機器（以下「設備等」という。）並びに補助要件は別表1に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている住所に現に居住している者のうち、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 毎年3月1日から翌年2月末日までの間に自らが居住する市内の住宅（店舗付き住宅の住宅部分を含む。）に新品かつ未使用品の設備等を購入し、設置している者
- (2) 同一の設備等に対し、この要綱による補助金又はこの要綱と同様の主旨により交付される市の補助金について、同一世帯を構成している者を含め、過去に交付を受けたことがない者
- (3) 市税等を滞納していない世帯に属する者
- (4) 市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、また家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査等に協力できる者

(補助金の額)

第4条 設備等ごとの補助金の額は、別表2のとおりとするが、設備の設

置に要した費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が別表 2 の金額に満たない場合については、設置に要した費用を補助金の額とする。

- 2 設置に要した費用のうち、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券及びそれらに類するものによる支払が含まれる場合、その相当額は設置に要した費用から除外する。
- 3 補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書兼請求書」という。）及び様式第 1 号別紙に別表 3 に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合は、その書類を添付して提出しなければならない。
- 3 第 1 項に定める別表 3 に掲げる書類の提出は、市が指定するメールアドレスに電子データを送信する方法により行うことができる。
- 4 申請書兼請求書に記載された申請者及び口座名義人並びに設備等の購入者及び契約者は、同一の者でなければならない。
- 5 交付申請は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 1 5 日までの間に行わなければならない。
- 6 交付申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。
- 7 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

（交付決定等）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額について決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者に対し補助金を交付する。

2 補助金の交付は、申請書兼請求書に記載された金融機関口座への振り込みにより交付する。

（交付決定の取消等）

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を交付された日から6年以内に、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付及び自らの利益のために売却したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（交付を受けた者の責務）

第10条 交付決定者は、持続可能な脱炭素社会を形成するための活動に努め、環境に配慮した生活を実践しなければならない。

（協力の要請）

第11条 市長は、交付決定者に対し、市が実施する環境保全事業及び家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適応区分)

2 令和6年3月1日から令和6年3月15日までの間に購入し設置された設備等については、この要綱の対象としない。

3 令和6年3月16日から令和6年3月31日までの間に購入された設備等については、「令和5年度泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱」の規定による添付書類によって申請を受け付けることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

補助対象設備等	補助要件
太陽光発電システム	1 システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10キロワット未満であること 2 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること 3 電力会社と余剰電力の売買に関する電力受給契約を締結していること
蓄電池	発電した電力を蓄え必要に応じて活用することができる1キロワット以上の定置用リチウムイオン蓄電池であること
高効率給湯器	次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。 (1) 潜熱回収型給湯器 潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が90%以上であること (2) CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 CO ₂ を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯器で、日本産業規格（JIS C 9220）の性能表示があること (3) ハイブリッド給湯器（ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器） 熱源設備として、電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯機能を持ち、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上であること
家庭用燃料電池	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録したものであること
V2H充放電設備	電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMOV2Hprotocol 認証）に合格しているものであること
開口部断熱改修	次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ居室1室すべての開口部を改修する断熱改修であること (1) 既存窓を利用して、Uw1.9以下となるようガラスを交換するもの (2) 既存窓の内側に Uw1.5 以下となるよう新たに窓を新設するもの (3) 既存窓を取り除き、Uw1.9以下となるよう新たな窓に交換するもの

別表2（第4条関係）

補助対象設備等	補助金の額
太陽光発電システム	1世帯当たり15,000円に電力会社との電力受給契約書に記載されている受給最大電力の値（出力の単位はキロワットとし、その値が5キロワットを超えるときは5キロワットとする。）を乗じて得た額とする。
蓄電池	1世帯当たり、50,000円
高効率給湯器	1世帯当たり、次の各号に定める額とする。 (1) 潜熱回収型給湯器 10,000円 (2) CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 20,000円 (3) ハイブリット給湯器 30,000円
家庭用燃料電池	1世帯当たり、50,000円
V2H充放電設備	1世帯当たり、50,000円
開口部断熱改修	1世帯当たり、50,000円

別表3（第5条関係）

補助対象設備等	添付書類
太陽光発電システム	1 設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し又は設置費に係る支払いが確認できる書類 2 設置状態を示すカラー写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びにリモコン等の設備の発電状態を示す状況が表示された画面） 3 電力会社との電力受給契約書の写し 4 申請者と電力受給契約者が異なる場合は、申請者と同一の世帯であることを証するもの
蓄電池 高効率給湯器 家庭用燃料電池 V2H充放電設備	1 設置費に係る領収書の写し又は設置費に係る支払いが確認できる書類 2 機種の種類、購入者の住所氏名が明記されたメーカーが発行した保証書の写し 3 設置状態を示すカラー写真（機器の全体像及び機器名称、型式が記載された部分の拡大写真）
開口部断熱改修	1 設置費に係る領収書の写し又は設置費に係る支払いが確認できる書類 2 設置状態を示すカラー写真 3 設備名称、型式及び性能が確認できる書類

様式第1号 (別紙)

□	太陽光発電システム (キロワット)	製造メーカー		品名・型番	
		補助金の額 (A)	1キロワットあたり 15,000 円 (上限 75,000 円)		
□	蓄電池	製造メーカー		品名・型番	
		補助金の額 (B)	1世帯当たり 5 万円		
□	高効率給湯器	製造メーカー		品名・型番	
		□①潜熱回収型給湯器 □②CO ₂ 冷媒ヒートポンプ 給湯器 □③ハイブリット給湯器			
		補助金の額 (C)	①=1 万円 ②=2 万円 ③=3 万円		
□	家庭用燃料電池	製造メーカー		品名・型番	
		補助金の額 (D)	1世帯当たり 5 万円		
□	V2H充放電設備	製造メーカー		品名・型番	
		補助金の額 (E)	1世帯当たり 5 万円		
□	開口部断熱改修	製造メーカー		品名・型番	
		補助金の額 (F)	1世帯当たり 5 万円		
補助金の額合計 (A+B+C+D+E+F)		※様式第1号の「補助金申請額」に転記			円

○添付書類

太陽光発電 システム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し又は設置費に係る支払いが確認できる書類 2. 設置状態を示すカラー写真 (太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びにリモコン等の設備の発電状態を示す状況が表示された画面) 3. 電力会社との電力受給契約書の写し 4. 申請者と電力受給契約者が異なる場合は、申請者と同一の世帯であることを証するもの
蓄電池 高効率給湯器 家庭用燃料電池 V2H充放電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置費に係る領収書の写し又は設置費に係る支払いが確認できる書類 2. 機種の種類、購入者の住所氏名が明記されたメーカーが発行した保証書の写し 3. 設置状態を示すカラー写真 (機器の全体像及び機器名称、型式が記載された部分の拡大写真)
開口部断熱改修	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置費に係る領収書の写し又は設置費に係る支払いが確認できる書類 2. 設置状態を示すカラー写真 (すべての改修箇所) 3. 設備名称、型式、性能が確認できる書類 (性能証明書など)

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

泉大津市長

泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金の交付について、泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

○補助金額内訳

太陽光発電システム	円
蓄電池	円
高効率給湯器	円
家庭用燃料電池	円
V2H充放電設備	円
開口部断熱改修	円
計	円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

泉大津市長

泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金については、泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

（不交付理由）